

宇部市水道条例施行規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第四十六号

沿革 令和 五年 九月 十五日 管理規程第 十号 第一次改正

令和 六年 三月二十七日 管理規程第 七号 第二次改正

(目的)

第一条 この規程は、宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(連用給水装置の設置)

第二条 条例第四条第二号に規定する連用給水装置は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り設置することができる。

- 一 家事用水で専用給水装置を設置することができないと認めるとき。
- 二 水道管口径その他水圧の関係により専用給水装置を設置することができないと認めるとき。

(給水装置の工事の申込み)

第三条 条例第五条第一項の規定により給水装置の工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書兼設計書を提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第四条 条例第五条第二項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める同意書又は誓約書等を提出しなければならない。

- 一 他人の給水装置から分岐しようとするとき 所有者の同意書
- 二 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書
- 三 その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(給水装置の工事の設計)

第五条 条例第七条第一項に規定する給水装置の工事の設計は、次に掲げる範囲とする。

- 一 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
- 二 受水槽又はこれに類する施設（以下本条において「当該施設」という。）を設けるものにあつては、当該施設への吐水口まで
- 2 前項第二号の場合においては、当該施設以下の設計図を併せて提出しなければならない。

(設計審査の申請)

第六条 条例第七条第二項の規定により給水装置工事の設計審査を受けようとする者は、給水装置工事申込書兼設計書を提出しなければならない。

(工事しゅん工検査の申請)

第七条 条例第七条第二項の規定により給水装置工事のしゅん工検査を受けようとする者は、給水装置工事しゅん工検査申請書その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める書類を提出しなければならない。

(工事費の算出)

第八条 条例第八条第三項の規定による工事費の算出は、次に定めるところによる。

- 一 材料費 管理者の定める材料単価
 - 二 運搬費 管理者の定める算出基準
 - 三 労力費 管理者の定める労務単価
 - 四 道路復旧費 道路管理者の定める道路復旧費
 - 五 工事監督費 管理者の定める算出基準
 - 六 間接経費 管理者の定める算出基準
- (工事の保証期間)

第九条 管理者又は指定給水装置工事業者が施行した給水装置の工事で、当該給水装置の工事しゅん工後一年以内に破損したときは、施行者の費用で補修する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によるときは、この限りでない。

(給水の申込み)

第十条 条例第十五条の規定による給水の申込みは、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- 一 新設開始のとき 新設報告書兼水道使用開始届
- 二 中止栓開始のとき 給水開始届

(代理人及び管理人の選定又は変更の届出)

第十一条 条例第十六条及び条例第十七条の規定による代理人及び管理人の選定又は変更の届出をしようとする者は、給水装置代理人(管理人) 選定・変更届を提出しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第十二条 条例第二十条の規定による届出は、次に掲げるところによる。

- 一 水道の使用をやめようとするとき 給水中止届
- 二 用途を変更しようとするとき 用途変更届
- 三 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき、及び消防用として水道を使用したとき 消防演習用私設消火栓使用届
- 四 水道使用者の氏名又は住所が変更になったとき 使用者変更届
- 五 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届

(私設消火栓の封印)

第十三条 私設消火栓には、管理者が封印する。

(給水装置の保全)

第十四条 給水装置の使用者は、給水装置を常に清潔にし、検査、修理、漏水調査又は水道メーター(以下「メーター」という。)の検針に対し支障をきたすような物件又は工作物を設置してはならない。

(給水装置の修繕工事の請求)

第十五条 条例第二十三条第一項の規定による届出をする場合において、給水装置の修繕工事を行った場合は、修理請求書兼明細書若しくは漏水修理請求書を提出しなければならぬ。

(修繕工事費の算出)

第十六条 条例第十三条の二第二項の規定により給水装置の修繕を行った場合は、次に掲げるところによる。

- 一 材料費 管理者が定める材料単価
- 二 労力費 管理者が定める労務単価
- 三 諸経費 管理者が定める諸経費
- 2 前項に定めるもののほか特別の費用を要したときは、その費用を加算することができる。

3 条例第十三条の二第二項ただし書の規定により、管理者の負担とすることができる範囲は、別に定める。

(メーターの検査請求)

第十七条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十八条の規定により給水装置のうちメーターの検査を請求しようとする者は、水道メーター検査請求書を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに検査を行い、その結果を水道メーター検査結果通知書により請求者に通知するものとする。

(給水装置標識)

第十八条 給水装置を設置した家屋には、給水装置標識を取り付けなければならない。

(用途別料金の適用基準)

第十九条 条例第二十五条に規定する用途別料金の適用基準は、次のとおりとする。

一 連用給水用 条例第四条に規定する連用給水装置のうち、集合住宅各戸に給水栓が設置されていて主として生活用水に使用するもの、又は屋外に設置された一個の給水栓を二戸以上の使用者が使用するもの

二 湯屋用 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）に規定する公衆浴場で物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）の適用を受けるもの

(検針の定例日)

第二十条 条例第二十六条の規定による定例日は、月の一日から末日までの間において定める。

(定例日の変更したときの使用水量)

第二十一条 条例第二十六条第一項ただし書の規定により定例日以外の日にメーターの検針を行ったときは、その使用水量により定例日の使用水量を定める。

(使用水量の端数計算)

第二十二条 条例第二十六条第一項の規定によるメーターの検針を行った場合において、使用水量に一立方メートル未満の端数があるときは、次回に繰越して計算する。ただし、メーターの取り外しをした場合の一立方メートル未満の端数は、切り捨てる。

(使用水量の認定)

第二十三条 条例第二十七条の規定によるメーターの異状又は使用水量の不明による使用水量の認定は、前期の実績又は前年同期の実績による。

2 前項に定める以外の方法により使用水量を見積ることができるときは、それを考慮することができる。

(資料提出の請求)

第二十四条 管理者は、条例第二十七条の規定による使用水量及び用途を認定する場合に

において、必要があると認めるときは、使用者に対し、資料の提出を求めることができる。

(料金の納期限)

第二十五条 条例第三十条に規定する料金の納期限は、次の定めるところによる。ただし、管理者が必要と認めるものについては、別に納期限を定めることができる。

- 一 口座振替によるものは、検針した月の翌月の十七日
- 二 その他は、検針した月の翌月の二十五日

一部改正（令和五年九月十五日）

(料金等の領収印)

第二十六条 集金による方法で徴収する料金、手数料その他の納入金に対する領収証は、管理者の領収印及び現金取扱員の印があるものに限り有効とする。

(給水装置及び水質の検査手数料)

第二十七条 条例第三十二条の規定により検査に要した実費を徴収する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
- 二 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 管理者は、検査の必要がないと定める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第二十八条 条例第三十三条の規程により、生活保護世帯、ひとり親世帯及び高齢者世帯（以下この条において「福祉減額世帯」という。）の水道料金を減額するときは、管理者が別に定めるところによる。

2 前項に規定する福祉減額世帯以外の料金、手数料、その他の費用の減免を受けようとする者は、料金・手数料等減免申請書を提出しなければならない。

(二以上の給水装置を使用する者に対する特例)

第二十九条 条例第三十五条の規定による給水の停止は、当該使用者の他の給水装置に及ぶものとする。

(書類の様式)

第三十条 この規程の施行に関し必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市水道条例施行規程の廃止)

2 宇部市水道条例施行規程（平成二十六年管理規程第三十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の宇部市水道条例施行規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、制定後の宇部市水道条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（第一次改正）

(施行期日)

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

附 則 (第二次改正)

(施行期日)

この規程は、令和六年四月一日から施行する。